

消費者安全の確保のための地域協議会等

(消費者安全法の改正)

成立・公布 : 平成26年6月
 施行 : 平成28年6月までに施行

消費者安全確保地域協議会 (第11条の3～第11条の6)

- ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、消費者安全確保地域協議会を組織
- ・協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
- ・秘密保持義務規定あり

消費生活協力団体及び消費生活協力員 (第11条の7～第11条の8)

- ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱
- ・秘密保持義務規定あり

地方消費者行政の連携イメージ

